

役員等報酬に関する規程

社会福祉法人 村 山 苑

役員等報酬に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人村山苑定款第8条及び第23条第1項規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（所定週平均2日以上業務にあたる者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等（所定週平均2日以上勤務に該当しない者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第3条（常勤役員等の報酬等の算定方法）

常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表代1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額

第4条（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員給与規程第6章の規程に準ずる額

第5条（当法人職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

第6条（報酬等の支給方法）

常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日または土曜日に当たるときは、その前日を支給日とする。
- （2）賞与については、毎年6月及び12月とする。
- （3）退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退任した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

第7条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第9条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 1. この規定は、平成29年6月16日より施行する。

別表 1

(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円

別表 2

(常勤役員等の賞与)

6月の賞与	300,000円
12月の賞与	300,000円

別表 3

(常勤役員等の退職金算定式)

報酬月額 × 支給率

※ 在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1ヶ月に切り上げる。

支給率

在任年数	支給率	在任年数	支給率
1年	0.0540	11年	7.992
2年	1.080	12年	8.784
3年	1.620	13年	9.576
4年	2.160	14年	10.368
5年	2.700	15年	11.160
6年	4.050	16年	11.952
7年	4.725	17年	12.744
8年	5.400	18年	13.536
9年	6.075	19年	14.328
10年	6.750	20年	18.900

別表 4

(非常勤職員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人業務のための出勤	11,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人業務のための出勤	11,000円

(3) 監事

	日額
会計監査業務	100,000円
事業監査業務	70,000円
理事会評議員会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人業務のための出勤	11,000円

(4) 評議員選任・解任委員（外部委員）

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	11,000円